

【事案の概要】

2 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）原告は、生活保護法 38 条 2 項所定の救護施設及び障害者支援法 5 条 1 1 項所定の障害者支援施設の経営等を行う社会福祉法人である。（A 1）

（2）原告は、従前、大阪市〔地番略〕において、救護施設「a 施設」及び障害者支援施設「b 施設」を経営していたが、この建物の老朽化による施設移転のために、大阪市長から、平成 26 年 7 月 23 日付けで、合計約 8 億 5000 万円の補助金交付決定を受けた。（A 5, 6）

（3）本件建物は、平成 27 年 1 月 30 日、本件土地上に建築された。この時点で、1 階エントランス部分及び駐車場部分は完成しており、内装もほぼ完成していた。（A 4, 13, 14）

大阪市長は、平成 27 年 1 月 11 日、原告に対し、本件建物の具体的用途が障害者支援施設及び救護施設等である旨の登録免許税法施行規則 3 条の規定による証明書を交付した。（A 7）

大阪市長は、平成 27 年 1 月 17 日、本件建物の大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱に基づく完成検査について承認した。（A 8）

原告は、平成 27 年 1 月 25 日、c 社との間で、契約期間を同月 28 日から平成 28 年 2 月 29 日までとし、本件建物（「（仮称）社会福祉法人 d a 施設 b 施設」）を対象物件として火災防止及び盗難防止等の業務を委託する契約を締結した。（A 9）

（4）原告は、生活保護法 41 条 5 項に基づき、平成 28 年 1 月 21 日付けで、大阪市長に対し、変更後の「建物等の規模及び構造」に係る建物を本件建物として、救護施設「a 施設」の老朽化に伴う移転建替えによる、施設名称並びに建物等の規模及び構造の変更についての認可の申請をし、大阪市長は、同年 2 月 25 日付けで、これを認可した（変更年月日は同年 3 月 2 日）。

また、原告は、障害者支援法 46 条 3 項、障害者支援法施行規則 34 条の 2 6 本文に基づき、平成 28 年 2 月 8 日、大阪市長に対し、変更後の「施設の設置の場所」を本件不動産とし、変更後の「建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要」に係る建物を本件建物として、変更年月日を同年 3 月 1 日、新規施設への移転を変更理由とする、施設の名称及び設置の場所、建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要等についての変更の届出をした。（B 1, 2）

（5）原告は、平成 28 年 3 月、本件建物において、救護施設「e 施設」及び障害者支援施設「f 施設」を開所し、その後、保護施設の事業及び障害福祉サービスの提供を開始した。（争いのない事実、弁論の全趣旨）

（6）大阪市長は、平成 28 年 4 月 12 日付けで、原告に対し、本件不動産に

係る平成 28 年度の固定資産税等の賦課決定をした（本件処分）。（A 1 0）

（7）原告は、平成 28 年 4 月 27 日、本件処分を不服として、大阪市長に対し、審査請求をしたところ、大阪市長は、平成 29 年 1 月 13 日、大阪市行政不服審査会から、本件処分はその全部が取り消されるべきである旨の答申を受けたものの、同年 4 月 3 日、審査請求を棄却する旨の裁決をした。（A 1 1, 1 6）

（8）原告は、平成 29 年 9 月 20 日、本件訴訟を提起した。（顕著な事実）

### 【当裁判所の判断】

1 地方税法 3 4 8 条 2 項 1 0 号にいう「保護施設の用に供する固定資産」及び同項 1 0 号の 6 にいう「障害者支援施設の用に供する固定資産」の意義について

（1）土地及び建物に対する固定資産税は、土地及び建物の資産価値に着目し、その所有という事実にもとづいて課税される一種の財産税であって、個々の土地及び建物の収益性の有無にかかわらず、その所有者に対して課するものであるところ（最高裁平成 10 年（行ヒ）第 4 1 号同 15 年 6 月 26 日第一小法廷判決・民集 5 7 卷 6 号 7 2 3 頁参照）、地方税法 3 4 8 条 2 項 1 0 号及び同項 1 0 号の 6 は、社会福祉法人が保護施設及び障害者支援施設の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を課することができない旨を定める。このような規定が設けられた趣旨は、保護施設や障害者支援施設を運営する事業の公益的な性格に鑑みて、社会福祉法人が保護施設及び障害者支援施設の用に供する固定資産について、政策的な観点から、例外的に非課税とする点にあると解される。

このような規定の趣旨を踏まえ、また、納税義務の公平な分担等も考慮すると、地方税法 3 4 8 条 2 項 1 0 号にいう「保護施設の用に供する固定資産」とは、固定資産税の賦課期日において、現に保護施設として使用されている固定資産をいい、同項 1 0 号の 6 にいう「障害者支援施設の用に供する固定資産」とは、固定資産税の賦課期日において、現に障害者支援施設として使用されている固定資産をいうものと解するのが相当である。

（2）これに対して、原告は、地方税法は、現在進行形の表現である「用に供されている」との文言と、より将来性を含んだ表現である「用に供する」との文言を明確に区別して用いており、平成 23 年最判は、建物の工事が進行していることが客観的に見て取れる状況にあれば「用に供されている」としているから、より将来性を含んだ表現である「用に供する」の解釈に当たって現在性が要求される理由はないなどとして、固定資産の賦課期日において、所有者が当該固定資産を保護施設又は障害者支援施設に利用する予定であること、又は

これらの施設の準備中であることやこれらの施設が将来稼働することが客観的に見て取れる状況にあるなど、当該固定資産をこれらの施設に利用することが客観的に明らかな状況にあれば、当該固定資産は地方税法 348 条 2 項 10 号にいう「保護施設の用に供する固定資産」及び同項 10 号の 6 にいう「障害者支援施設の用に供する固定資産」に当たるものというべきである旨主張する。しかしながら、租税法規は、多数の納税者間の税負担の公平を図る観点から、法的安定性の要請が強く働くため、その解釈は、原則として文理解釈によるべきであり、特に地方税法 348 条 2 項 10 号及び同項 10 号の 6 については、固定資産に対する固定資産税の課税の原則に対する例外的な課税除外措置を定めたものであることから文理解釈が強く求められると解されるどころ、原告の前記主張は、同項 10 号所定の「保護施設の用に供する固定資産」及び同項 10 号の 6 所定の「障害者支援施設の用に供する固定資産」との文言を大きく逸脱するものであって、解釈論の範疇を超えて立法論の領域に属するものといわざるを得ない（同項による課税除外措置の対象を原告主張の範囲にまで広げるか否かは立法政策の問題というほかない。）から、同項 10 号及び同項 10 号の 6 の規定に係る解釈論として採用することはできない。

また、原告がその主張の根拠として掲げる平成 23 年最判は、元々土地の上に地方税法（平成 18 年法律第 7 号による改正前のもの）349 条の 3 の 2 第 1 項所定の居住用家屋が存していたところ、固定資産税の賦課期日には、建替えのために当該家屋が取り壊されていたため、当該土地の上に、家屋が存在しなかったものの、居住用家屋となる予定の新家屋の建築工事が現に進行中であったこと等の状況が認められる事案に関し、住宅用地に対する固定資産税等の課税標準の特例を定めた同項所定の「敷地の用に供されている土地」の適用が認められる旨の当該事案限りの判断を判示したものにすぎず、地方税法における「用に供されている」という文言の解釈についての一般的な法理等を示したものではないことは明らかである。これに対して、本件においては、同項とは規定の文言も制度趣旨等も全く異なる地方税法 348 条 2 項 10 号所定の「保護施設の用に供する固定資産」及び同項 10 号の 6 所定の「障害者支援施設の用に供する固定資産」の解釈が問題となっているのであるから、前記のとおり平成 23 年最判の判示内容をもって、原告の主張を裏付けることはできない。したがって、原告の前記主張は採用することができない。

2 平成 28 年 1 月 1 日当時、本件不動産が「保護施設の用に供する固定資産」又は「障害者支援施設の用に供する固定資産」に当たるものであったか否かについて

（1）前記前提事実（2）から（5）までによれば、原告は、〔1〕本件建物の建築のために補助金交付決定を受けていたところ、〔2〕平成 27 年 11 月

30日に本件建物を建築し、〔3〕同年12月17日、この補助金に関連して、本件建物の完成検査について大阪市長から承認を受け、そして、〔4〕平成28年度の固定資産税の賦課期日である平成28年1月1日より後である同月21日付けで、生活保護法41条5項に基づき、大阪市長に対し、変更後の「建物等の規模及び構造」に係る建物を本件建物として、施設名称並びに建物等の規模及び構造の変更についての認可の申請をして、大阪市長から、同年2月25日付けで、その認可を受け、〔5〕同月8日、障害者支援法46条3項、障害者支援法施行規則34条の26本文に基づき、大阪市長に対し、変更後の「施設の設置の場所」を本件不動産とし、変更後の「建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要」に係る建物を本件建物として、施設の名称及び設置の場所、建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要等についての変更の届出をした上で、〔6〕同年3月、本件建物において、救護施設及び障害者支援施設を開所し、その後、保護施設の事業及び障害福祉サービスの提供を開始している。

以上の事実経過によれば、平成28年度の固定資産税の賦課期日である平成28年1月1日当時、本件不動産は現に救護施設又は障害者支援施設として使用されていなかったものと認めるのが相当である。

(2) これに対して、原告は、前記1(2)の主張を前提として、本件不動産は、平成28年1月1日当時、保護施設又は障害者支援施設として準備中であることやこれらの施設が将来稼働することが客観的に見て取れる状況にあり、またこれらの施設に利用することが客観的に明らかな状況にあったといえるから、「保護施設の用に供する固定資産」又は「障害者支援施設の用に供する固定資産」に当たる旨主張するが、前記1で説示したところに照らし、前提を欠き、採用することができない。

(3) なお、原告は、必ずしも明確ではないものの、平成27年12月末日までに、生活保護法41条5項に基づく変更認可申請を行って同認可を受けるとともに、障害者支援法46条3項、障害者支援法施行規則34条の26本文に基づく変更の届出を行い、本件不動産を用いて保護施設の事業及び障害福祉サービスの提供を開始することも可能であったところ、本件建物の計画段階から原告に対して指導を行っていた被告から、前記変更認可申請及び届出を平成28年2月頃に提出すれば足りる旨の指導を受けたことを考慮すると、本件不動産は、平成28年度の固定資産税の賦課期日である平成28年1月1日当時、地方税法348条2項10号にいう「保護施設の用に供する固定資産」又は同項10号の6にいう「障害者支援施設の用に供する固定資産」に当たるといふべきである旨主張するようである。

しかしながら、前記前提事実(4)のとおり、生活保護法41条5項に基づく

変更認可申請から同認可を受けるまでの間に1箇月余を要していることに鑑みれば、原告が、大阪市長から完成検査の承認を受けた平成27年12月17日の直後に前記申請をしていたとしても、同月末日までに、同認可を受け、障害者支援法46条3項、障害者支援法施行規則34条の26本文に基づく変更の届出を行った上、救護施設及び障害者支援施設の開所まで行うことができるか疑問が残る。また、この点を措くとしても、原告の主張する被告からの前記指導の内容は、極めて抽象的であるから、仮に原告の主張どおりの前記指導が存したとしても、このことをもって、本件不動産が、平成28年度の固定資産税の賦課期日である平成28年1月1日当時、地方税法348条2項10号にいう「保護施設の用に供する固定資産」又は同項10号の6にいう「障害者支援施設の用に供する固定資産」に当たるということとはできないし、また、本件処分が違法であると評価されるべきであるということもできない。したがって、原告の前記主張は前記（1）の判断を左右しない。

（4）以上によれば、平成28年度の固定資産税の賦課期日である平成28年1月1日当時、本件不動産は地方税法348条2項10号にいう「保護施設の用に供する固定資産」又は同項10号の6にいう「障害者支援施設の用に供する固定資産」に当たるものではなかったというべきである。

#### 【結論】

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 三輪方大 裁判官 齋藤毅 内藤陽子）